

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

103 99/11/15

¥200

国連総会委員会、新アジェンダ決議を採択

日本は世論を拒否し棄権

東京フォーラム報告にも反する

11月9日、国連総会第一委員会で「新アジェンダ決議」が採決された。賛成90、反対13、棄権37であったが、日本は昨年と同様に棄権した。昨年どちがって今年は、内外のNGOから日本政府に対して賛成投票への強い要請があった。マクナマラ元米国防長官とバトラー元米戦略軍司令官を含む中堅国家構想(MPI)代表団は直前に来日し、世界政治の観点から日本の政策転換を求めた。「東京フォーラム報告」も新アジェンダを支持していた。同じ日に、日本提案の「究極的核兵器廃絶」決議も採択された。核兵器禁止条約の交渉を求める、いわゆる「マレーシア決議」は、11月4日に採択された。

12月本会議まで政府へ要請の継続が必要

◆「新アジェンダ決議」 投票結果

新アジェンダ連合(NAC)が中心となった「核兵器のない世界へ—新しいアジェンダの必要性」と題する国連総会決議草案(A/C.1/54/L.18)は10月26日、ニュージーランドのクライブ・ピアソン大使によって第一委員会(軍縮・安全保障)に提案された。その全文は、本誌101号に掲載されている。また昨年の決議との比較を容易にするために、対照した資料を本号4~5ページに掲載した。変化の意味については、101号に一部解説したが、本会議投票(12月上旬)以後に再び考察したい。

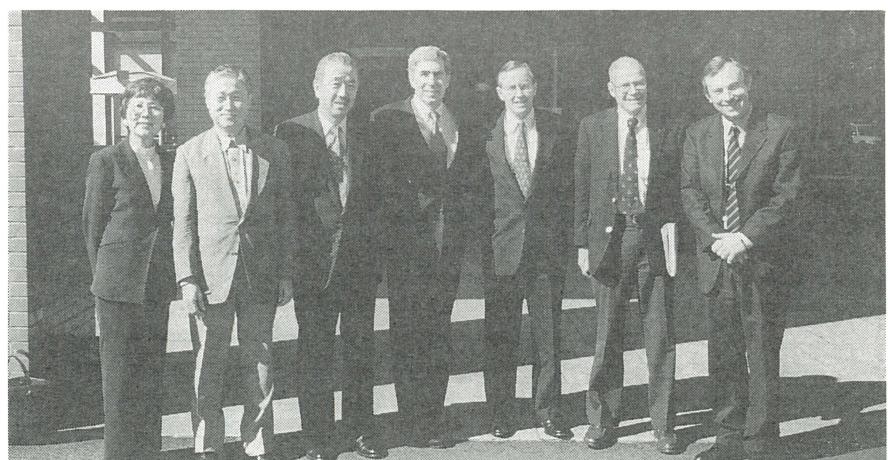
投票は、第一委員会における決議採択の最終日である11月9日に行われた。決議全体の投票に入る前に、主文第7節(NPTへの全員加盟)のみに関する部分投票が行われ、賛成128、反対3(インド、イスラエル、パキスタン)、棄権3で採択された。つづいて主文18節(法的拘束力のあ

る消極的安全保障)に関する投票が行われ、賛成128、反対0、棄権5(キューバ、インド、イスラエル、パキスタン、韓国)で採択された。

決議全体に対する投票は、賛成90、反対13、棄権37であった。その内訳は2ページの表の通りである。

●昨年の第一委員会投票では、賛成97、反対19、棄権32であった。一見、賛成が減ったように見えるが、反対も減っている。欠席国が多かったので、意味のある判断は本会議(12月上旬)の結果を待たなければならない。

●核兵器国投票は昨年と変わらず、



「新アジェンダ決議」への賛成投票を求める「中堅国家構想(MPI)」代表団 右からR・グリーン(団長、MPI国際運営委員)、R・マクナマラ(元米国防長官)、G・L・バトラー(元米戦略軍総司令官)、D・クリーガー(核時代平和財團総裁)、トニー・ナムクン(大西洋評議会)、梅林宏道(ピースデポ副代表)、石井摩耶子(日本YWCA副会長)。 1999年11月5日。 外務省前。 (内容については本文参照)

米、ロ、仏、英が反対し、中国が棄権した。
●注目されたカナダ、ドイツ、日本とも昨年同様棄権し、変化を生まなかった。残念な結果である。

●昨年、「良心的棄権国」となって注目された北大西洋条約機構(NATO)非核兵器国は、今年も棄権した。さらに昨年NATO非核兵器国の中なかで唯一反対したトルコが、棄権に変わった。

●新規にNATOに加盟した3カ国のうち、チェコが反対から棄権に変わったが、ハンガリーとポーランドは反対を変えなかった。結果としてNATOは、昨年の0-4-12から0-5-14となった。

◆各国の投票理由

今年も、新アジェンダ決議は論争的となった。昨年と比較すると、米国の国土ミサイル防衛(NMD)問題が深刻化する

ことによって対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)に関する新決議案が登場するなど、新アジェンダ決議をめぐる状況は、水面下でより複雑化した。注视してゆくべき事態である。

投票の前後に各国の演説が行われたが、日本以外の注目される意見を紹介する。

●イギリスは、核軍縮の速度が遅いことに対する決議の苛立ちに同感すると述べるなど、決議に対して多くの同情的な意見を述べた。しかし、運搬手段からの弾頭の分離など、「最小限抑止」を損なうものがあり反対と述べた。論旨からして反対から棄権に回る可能性があり、NGOが働きかけを強めようとしている。

●フランスは、挑発的な調子で決議案を批判した。非現実的、核不拡散条約(NPT)を重視すると言ひながらNPT条約国

会議のなかで合意できなかった主張を述べる自己矛盾、ジュネーブ軍縮会議にカットオフ条約の特別委員会の再設置を求めながら、それ以外の主張を含めるあいまいさ、自国の安全保障を追求する権利を否定する行為、と攻撃した。

●中国は、投票後の演説で新アジェンダ決議の精神や具体的手段の多くに賛成する、ABM条約重視の立場に同意するしながら、警戒態勢解除の国際条件が整っていない、第一不使用が盛られていないなどの理由で棄権した。

●ドイツ、イタリアなどEUの多くの国を代表してベルギーは、棄権の理由を説明した。決議の目的には同意するが、その達成には、段階的目標を早期に達成する方法が適している。決議案に盛られている中間的目標に賛同できるものが多いが、核軍縮の議論はNPT再検討過程で

国連総会第一委員会での投票結果

編集部注：全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた（記事参照）。

（新アジェンダ決議案）
（日本決議案）

1999年11月9日◆新アジェンダ決議案 y:90 n:13 a:37 欠:35
1999年11月4日◆マレーシア決議案 y:98 n:27 a:21 欠:29
1999年11月9日◆日本決議案 y:128 n:0 a:12 欠:35

y=賛成
n=反対
a=棄権
--=欠席

| 国名 | （新アジェンダ決議案） | コモロ | ハイチ | モンゴル | シエラレオネ |
|--------------|-------------|-------------|-----------|------------------|------------|
| アフガニスタン | --- | コンゴ | ホンジュラス | モロッコ | シンガポール |
| アルバニア | --- | コスタリカ | ハンガリー | モザンビーク | スロバキア |
| アルジェリア | y y a | コートジボアール | アイスランド | ミャンマー | スロベニア |
| アンドラ | a n y | クロアチア | インド | ナミビア | ソロモン諸島 |
| アンゴラ | y y y | キューバ | インドネシア | ネパール | 南アフリカ |
| アンティグア・バーブーダ | -- | キプロス | イラン | オランダ | スペイン |
| アルゼンチン | a y y | チエコ | アイルランド | ニュージーランド | スリランカ |
| アルメニア | a a y | 朝鮮民主主義人民共和国 | イスラエル | ニカラグア | スーダン |
| オーストラリア | a a y | デンマーク | イタリア | ナイジeria | スリナム |
| オーストリア | y a y | エクアドル | ジャマイカ | ナウル共和国 | スウェーデン |
| アゼルバイジャン | a a y | ジブチ | 日本 | ノルウェー | シリア |
| バハマ | y y - | ドミニカ | ヨルダン | オマーン | タジキスタン |
| バーレーン | y y y | ドミニカ共和国 | カザフスタン | パキスタン | タイ |
| バングラデシュ | y y y | エジプト | ケニア | パラオ | 旧ユーゴ・マケドニア |
| バルバドス | y y y | ペラルーシ | エルサルバドル | パナマ | トンガ |
| ベルギー | a n y | 赤道ギニア | クウェート | パプアニューギニア | トゴ |
| ベリーズ | -- | エリトリア | キリバス | パラグアイ | トリニダード・トバゴ |
| ベニン | y y y | エストニア | ラオス | ペルー | チュニジア |
| ブータン | a y a | エチオピア | ラトビア | フィリピン | トルコ |
| ボリビア | y y - | ミクロネシア連邦 | レバノン | ポーランド | トルクメニスタン |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | a a y | フィジー | レソト | ボルトガル | トラン |
| ボツワナ | y y y | フィンランド | リビア | カタール | ウガンダ |
| ブラジル | y y y | フランス | リヒテンシュタイン | 韓国 | ウクライナ |
| ブルネイ | y y y | ガボン | リトアニア | モルドバ | アラブ首長国連邦 |
| ブルガリア | n n y | ガンビア | ルクセンブルグ | ルーマニア | 連合王国 |
| ブルキナファソ | y y y | グルジア | マダガスカル | ロシア | タンザニア |
| カンボジア | y y y | ドイツ | マラウイ | ルワンダ | アメリカ合衆国 |
| カメルーン | -- y | ガーナ | マレーシア | セントクリストファー・ネイビス | ウルグアイ |
| カナダ | a a y | ギリシャ | モルディブ | セントルシア | ウズベキスタン |
| カーボベルデ | y y y | グレナダ | マリ | セントビンセント・グレナディーン | ベネズエラ |
| チャド | -- | ゲニア | マルタ | サモア | ベトナム |
| チリ | y y y | ギニア | マーシャル諸島 | サンマリノ | イエメン |
| 中華人民共和国 | a y a | ギニアビサウ | モーリシャス | サウジアラビア | ザンビア |
| コロンビア | y y y | ガイアナ | メキシコ | セネガル | ジンバブエ |

行うべきだ。まずカットオフ条約の交渉開始から、と主張した。これらの批判に新味はない。

●米国も採決後に演説した。米国は「新しいアジェンダ」が必要と思わない、と決議提案の前提を否定した。すでに多くの課題が出されていて、それらが実現していないのに、どうして新アジェンダが実現できるのか、と開き直る。新アジェンダ決議案は、核兵器国に早期核廃絶の誓約を求めており、NPT遵守の厳肅な誓約をしている米国に、それ以上加えるものはない、と言う。

●オーストラリアは、棄権の理由を説明した。一つ一つを見れば、新アジェンダ決議案に反対する項目はほとんどない。しかし、全体として決議案が伝えるメッセージは、NPT体制への懐疑と不信であり、この主張に同意できない。新アジェンダの提案が、核兵器廃絶への新しい決定的な見通しを生むとは思えない。

●ポーランドは、昨年に引きつづいて反対投票をしたが、決議の内容に反対はしていない。核軍縮の目的はステップ・バイ・ステップに達成すべきである。決議は大通りを歩まず、核兵器国ぬきに脇道を歩もうとしている。核兵器国抜きに最上のアジェンダであっても達成できない。

●カナダは、注意深く、集中した、最高レベルの考慮の結果、棄権したと説明した。今年の決議文案は改善されており、テキストに棄権理由はない。現状に対する危機感も新アジェンダ諸国と一致している。しかし、現在の困難を克服するためには可能な限り幅広い支持基盤を作る必要がある。核兵器国や同盟国を関わらせる努力を続けたい。NATOで立場を共有する国が増えたのは嬉しい。

◆日本の棄権理由

日本も棄権投票の後、林暁（あきら）軍縮大使が投票理由を説明した。その全文を3ページに訳出した。

昨年、棄権したとき、林大使は「棄権の決定をするのは容易ではなかった」（詳しくはピースデボ発行『核軍縮と非核自治体・1999』参照）と賛成票を投じることも検討したことをにおわせたが、今年も「慎重かつ真剣に検討した」と述べた。棄権と賛成の間で詰めた検討が行われたことは、筆者自身がMPI代表団として外務省に申し入れたときにも知ることができた。11月5日、外務省は、官僚レベルの判断ではなくて、河野外務大臣、小渕首相

1999年11月9日

第54回国連総会第一委員会

「新アジェンダ決議」に関する 林暁大使の棄権投票の説明

議長。

我が代表団は、核兵器のない世界という目標を共有しており、その目標を達成するための幅広い一連の具体的措置を並べている決議案L.18の共同提案諸国の熱意を評価するものです。

我が政府の考え方は、この目標を達成するためには、現実的で具体的な措置を通じてステップ・バイ・ステップに進んでいくほかないということです。この意味で、私たちは核兵器国から協力を得る必要があり、核兵器国に対して対立的な姿勢をとることは必ずしも建設的ではありません。

さらに日本が考えますには、核軍縮の進行速度はとても満足できるものではないとは言え、苛立ちからその過程の近道を探ろうとすることは、生産的ではないと思います。

議長。

我々は今年の決議案が改善されていることを認識しております。しかし一方で決議案は、核兵器国との誓約に対してまだいくぶ

ん懐疑的であることを示しています。

慎重かつ真剣に検討したのち、日本は最終的にこの決議案への投票において棄権をすることを決定しました。にもかかわらず私は、我が国が核兵器のない世界をつくるという目標とその必要性を完全に共有しているということを、あらためて強調したいと思います。

私は、国連加盟国、とりわけ核兵器国に対して、2000年NPT再検討会議が成功裡に成果を出すために最大の努力をおこなうことを要求します。そのことを確実にするために、CTBTの批准のための加速された努力が、とりわけ未批准の三つの核兵器国によってなされること、ならびに、合衆国とロシア連邦の間の二国間核軍縮交渉が前進することが、必ずや有利な環境をつくる助けになることでしょう。

同時に、1995年以降に達成された事項の再検討の上に立って、同会議において核不拡散と核軍縮のための新しい目標が合意に至るための努力が、集中的におこなわれることが求められています。

議長。ありがとうございました。

（訳：ピースデボ）

PCDSの抗議と要請

内閣総理大臣小渕恵三殿

外務大臣河野洋平殿

要請書

11月9日の国連総会第1委員会において、日本政府は「新アジェンダ連合」の提出した核軍縮決議案に棄権投票をおこないました。これは、被爆国政府でありながら核廃絶を願う広範な世論を無視した行動と言わざるを得ません。とりわけ、今回の「新アジェンダ連合」決議に対しては、賛成投票を求める広範な世論が起こっていました。政府は、その声にも応えませんでした。私たちは強く抗議します。

林暁軍縮大使は、「(核軍縮には)核兵器国から協力を得る必要があり、核兵器国に対して対立的な姿勢をとることは必ずしも建設的ではない」、「(決議案は)核兵器国との誓約に対してまだいくぶん懐疑的である」と棄権理由を述べています。

しかしながら、10月13日の米国上院におけるCTBT批准否決に見られるように、現在の核軍縮の停滞の最大の責任が核兵器国にあることは明白です。「新アジェンダ連合」決議はその主文1で、核兵器国

に対して保有核兵器の早期全面廃棄の明確な約束を求めていますが、この要求はまさに正当な要求と言えます。さらに、この要求は核兵器国との間に不用意な対立関係をもたらすものではありません。なぜならば、NPTにおいて非核兵器国は核を持たないことを、核兵器国は核軍縮をおこなうことを約束しあったのです。核兵器国への要求はNPT条約上の非核兵器国の当然の権利です。

2000年のNPT再検討会議を成功させるために、もっとも有効なテコとなる投票の機会を、日本政府はむざむざ逸しようとしています。それによって、日本政府が核軍縮政策の要と位置づけるNPT体制じたいが危機に陥るでしょう。

以上の観点から、私たちは日本政府に今回の投票についての再考を促し、来る12月の国連総会本会議においては賛成投票に転じるよう、強く要請するものです。

1999年11月10日
太平洋軍備撤廃運動(PCDS)

国際コーディネーター：梅林宏道
日本ファシリテーター：川崎哲

まで判断を仰いでいることをMPI代表団に明らかにした。

林演説を読むと、「核兵器国と対立的な姿勢をとることは建設的ではない」「核兵器国との誓約を信じるべきである」というところに、日本の主張の核心があると考えられる。

「ステップ・バイ・ステップ」という主張に関しては、新アジェンダ決議もさまざま

な中間的手段を提案しており、これらが一気呵成に実現するとは考えていない。現実には、一歩一歩進まるをえないであろう。

それに対して、新アジェンダ決議の中核的主張は主文第一節にあるように、核兵器国への「核兵器の迅速な廃棄の明確な約束」と「加速された交渉過程」の要求にある。そのように要求せざるをえ

ない背景として、前文に「核兵器が無期限に保有されるという展望への憂慮」や「核兵器削減交渉が現在停止していることへの憂慮」が明記されている。林演説は、「核軍縮の進行速度がとても満足の行くものではない」と認めているのであるから、日本政府も憂慮を共有しているはずである。つまり、それを核兵器国不信として表明するのによくない、というのが日本の主張の核心ということになる。

また、「核兵器国」というが、日本が対立的になりたくないのは明らかに米国である。ロシアや中国に対しては、対立を

恐れぬ政策をしばしば実行している。まず、外交文書で正面切った批判を避けたとしても、日本政府は国民に対して正面切って論旨を展開すべきであろう。それなしに市民に開かれた外交はできない。民主主義国では、対外と対内を使い分けた議論をしなければならない場面はいくらもある。両者の食い違いが明らかになるとによって、外にも内にも結果として信頼を増すメッセージが伝わることが多い。

実際には、議論をすることによって、日本の核軍縮外交の本質的な矛盾が国

民の前に曝されることを政府は恐れているように思われる。

その矛盾は、すでに林演説のなかに現れている。林演説が後半で指摘しているように、現在の核軍縮に関する情勢は、来年4~5月に開催されるNPT再検討会議で厳しい試練を受ける。それを乗り切るために林大使は、CTBT批准の加速と米ロ核兵器削減交渉(START)の進展を求めた。しかし、この両者の最大の障害となっているものは、他ならぬ米国の弾道ミサイル防衛(BMD)計画とそれをめぐる米国内の意見の対立である。

的な措置およびその他の措置に注目し、
12. 対弾道ミサイル・システム制限条約
(ABM条約)が現在も戦略的安定性の要であることを明記し、

13. NPTの各条項は、各加盟国に対して、常に、いかなる状況下においても拘束力があることを強調し、

13. 14. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、「核軍拡競争の停止と核軍縮」と題するそのアジェンダ(議事次第)の第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約に関する交渉をするための特別委員会の設置に関する合意が最近得られたことを歓迎し、行うことの重要性を強調するとともに、このような条約は、核兵器の完全な廃棄に至る過程をさらに下支えするにちがいないと考え、

14. 15. 核兵器の完全な廃棄が達成されるためには、核兵器の拡散を防止する実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ、核兵器あるいはその他の核爆発装置用のすべての核分裂物質に対する国際的管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならないことを強調し、

15. 16. 現在ある非核地帯諸条約の重要性、およびそれら諸条約の関連議定書の早期の署名と批准の重要性を強調し、

16. 17. 1998年6月9日の共同外相宣言に注目し、またそれが、二国間、数国間、多国間のレベルにおいて、相互に補強し合う一連の措置を並行して追求することを通じて、核兵器のない世界を達成するための新しい国際的アジェンダを要求していることに注目し、

18. 決議53/77Y(編者注:昨年の国連総会における新アジェンダ決議)の実行に関する国連事務総長の報告書を認識し、

19. 核兵器のない世界を維持するために必要な検証制度についての探求に関するIAEA事務局長の最初の報告書に留意し、

(主文)

1. 核兵器国に対して、それぞれ自国の核兵器を迅速かつ全面的に廃棄するとい

対照表

核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性

第53国連総会決議(53/77Y)と

第54国連総会第一委員会決議(A/C.1/54/L.18)

※昨年のものをベースに、削除された部分を線で消し、追加・変更された部分を太字で表した。

総会は、

(前文)

1. 核兵器の存在によって課された人類の生存そのものの脅威に警告され核兵器の存在は人類の存続への脅威であると確信し、

2. 核兵器が無期限に保有されるという展望を憂慮し、核兵器を永続的に保有しつつ偶発的にも決定によつても決してそれを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠くものであり、人間の歴史から見て支持できないことを信じるとともに、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると信じ確信し、

3. 核兵器能力をもながら核不拡散条約(NPT)に加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢をひき続き保持していることを憂慮しするとともに、彼らがその選択肢を放棄していないことを憂慮し、

4. 核兵器を永続的に保有しつつ、偶発的にも決定によつても決してそれを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠くものであり、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると信じ(編者注:2の後半へ)

5. 4. 核兵器国が、自国の核兵器を廃棄するという誓約を、迅速かつ完全に履行してこなかったことを核兵器削減交渉が現在停止していることを憂慮し、

6. 核兵器を持ちながらNPTに加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢を放棄していないこともまた憂慮し、(編者注:3の後半へ)

7. 5. 大多数の国が、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領したり、製造したり、その他の方法で入手しないということについて法的拘束力のある約束を行った

ことに留意するとともに、このような約束は、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の中の拘束力のある約束を背景として、なされたものであることに留意を想起し、

8. 6. 1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所(ICJ)の全員一致の結論、すなわち、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するという結論を想起し、

9. 7. 限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であるとみなされるような見通しを持って、国際社会は新しい三千年期に突入してはならないことを強調するとともに、現在の岐路が、核兵器を永久に禁止し廃絶することに着手するまたとない機会を提供していると核兵器を永久に禁止し廃絶することに断固として着手する必要性を確信し、

10. 8. 核兵器の完全な廃棄のためにには、もともと多くの核兵器を保有する核兵器国が最初に措置をとることが必要であると認識するとともに、より少ない核兵器を保有する核兵器国が、将来において切れ目のない形でこれらの国々につながってゆかなければならぬことを強調し、

11. 9. 戰略兵器削減交渉(START)のここにちまでの成果および将来の約束を歓迎し、またそれが、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体および破壊という目的をもつた、すべての核兵器を含む数国間の機構として発展する可能性を示していることを歓迎し、

10. 核兵器計画から核分裂物質を不可逆的に除去することを保証するための、アメリカ合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関(IAEA)の三者間の構想を歓迎し、

12. 11. 保有核兵器を実際に廃棄し、そのために必要な検証体制の開発が行われる前に、核兵器国が即座にとることができ、またるべきである多数の実践的措置があると信じ、これに関連して、最近の一方

それは米国がCTBTの批准に失敗した要因となった。核軍縮をほんとうに求めるならば、そして、日本の市民の安全保障をほんとうに追求するのであれば、日本政府はBMDの危険性について公正に評価する必要がある。ところが政府は、「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の脅威」を狭い視野で利用し、米国のBMDに追随、加担しようとしている。

NPT再検討会議の成功は、日本が新アジェンダ決議に賛成することによってこそ達成できると筆者は信じる。世界的な視野に立った日本の安保政策の一貫

性が問われている。

◆ NGOのとり組み

日本の国内外のNGOは、日本政府のNAC決議草案支持を求めて、昨年と比較にならない活発な活動を行った。

国際的NGOであるMPIは、新アジェンダ決議への支持が拡大することが、核兵器廃棄への速度を速め、核戦争の危険を未然に防ぐ当面の有効な道であると考え、精力的な活動を続けている。第一委員会での採決に先だって、NATO諸国(オスロ、ベルリン/ボン、アテネ、ロー

マ、ハーグ)と日本への代表団派遣を行い、NGOとして各国政府に申し入れるとともに、政府間の接点を探る努力をした。日本へは、昨年以来二度の予備的な派遣があったが、今回は目的意識を明確にした大型派遣団が組まれた。

つまり、かつての米戦略の責任者であり核抑止論の誤りの証言者であるロバート・マクナマラ元国防長官(ケネディ大統領とジョンソン大統領に仕えた)とジョージ・リー・バトラー米戦略軍総司令官(1992~4年)を代表団に加え、日本政

7ページへつづく ➔ ◆

明確な誓約を示し、自国の保有核兵器の迅速かつ全面的な廃棄を完了するという明確な約束を行い、また、遅滞なく核兵器の廃棄に通じる交渉を誠実に追求し締結に至らしめ、遅滞なく加速された交渉過程に入り、それによって、NPT第6条の下での義務を履行することを要求し、そして、NPT第6条の下での誓約である核軍縮を達成することを要求し、
2. アメリカ合衆国とロシア連邦に対して、これ以上の遅滞なくSTARTⅢを発効せしめ、即座に続いて、早期締結をめざしてSTARTⅢの交渉を続ける開始することを要求し、
3. 核兵器国に対して、核兵器の完全な廃棄に通ずる過程に、五つの核兵器国すべてが切れ目なく統合されてゆくために必要な措置をとることを要求し、
4. 戦略的安定性を強化し、核兵器を廃棄する過程を容易にし、国際的な信頼と安全に寄与するために、安全保障政策における核兵器の役割を減らせる方法と手段を調査することを求め、
5. このような文脈において、核兵器国に対して、
4. 核兵器国に対して、非戦略核兵器への依存度を弱めること、および、包括的な核軍縮のとり組みの中の不可欠な一部分として、非戦略核兵器の廃棄の交渉を行うことを、強く追求することを要求し、
—核兵器削減の不可欠な一部分として、戦術核兵器の廃棄をめざした削減を行い、
5. 核兵器国に対して、暫定的措置として、自國の核兵器の警戒態勢を解除し、また、運搬手段から核弾頭を取り外すことに着手(編者注:次項へ)することを要求し、
—核兵器の警戒態勢を解除し、運搬手段から核弾頭を取り外す可能性を調査するとともに、それに着手し、
6. 核兵器国に対して、戦略的安定性を強化する(編者注:4へ)措置など、さらなる暫定的措置について調査し、それに従って、戦略ドクトリンを再検討することを要請し、
—さらに進んで、核兵器政策や態勢を吟味し、
—自國の保有核兵器と核分裂物質の目録に関する透明性を実証し、また、
—軍事的要求より過剰であると申告されたすべての兵器用核分裂物質を、現行の任意保障措置協定の枠内でIAEAの保障

措置のもとに置くよう、早期に措置をとることを要求し、

7. 6. 核兵器能力をもちながらNPTにいまだ加盟していない三ヵ国に対して、明確にかつ緊急に、すべての核兵器の開発や配備の追求を中止し、地域および国際の平和と安全や、核軍縮と核兵器の拡散防止に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎むことを要求し、

8. 7. いまだそうしていないすべての国に対して、NPTに無条件にかつ遅滞なく加盟し、また、非核兵器国として条約加盟することに伴って必要とされるすべての措置をとることを要求し、

9. 8. いまだそうしていないすべての国に対して、IAEAと全面的保障措置協定を締結し、また、1997年5月15日のIAEA理事会で承認された模範議定書に基づいて、それら保障措置協定の追加議定書を締結することを要求し、

10. 9. いまだそうしていないすべての国に対して、包括的核実験禁止条約(CTBT)に無条件にかつ遅滞なく署名および批准し、また、条約が発効するまでの間、核実験の一時停止を行うことを要求し、

11. 10. いまだそうしていないすべての国に対して、核物質防護条約に加盟し、また、それをさらに強化すべく努めることを要求し、

11. アメリカ合衆国、ロシア連邦、IAEAの三者間の構想の発展を促すとともに、同様な制度が他の核兵器国によっても開発されることを促し、

12. CDに対して、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダの第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された、特別委員会において、核不拡散および核軍縮という二つの目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の特別委員会を再び設置し、その交渉を追求し遅滞なく締結させることを要求し、また、その条約が発効するまでのあいだ、すべての国に対して、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産の一時停止を行うことを要請し、

13. CDに対して、核軍縮をとり扱う適切な補助組織を設立すること、また、そのため、

適切な手段およびとりくみ方についての集中的協議を、遅滞なく決定に達することをめざして、優先的事項として追求することを要求し、

14. 核軍縮および核不拡散に関する国際会議は、他の場でとりくまれている努力を効果的に補完することになり、核兵器のない世界のための新しいアジェンダの強化を促進しうと考え、

15. この文脈において、2000年の千年期総会が、平和、安全保障および軍縮を考慮することに留意し、

15. 16. 1995年のNPT加盟国再検討延長会議で採択された諸決定と決議の重要性を想起し、を完全に履行することの重要性を強調し、これとの関連で、「条約の再検討過程の強化」を完全に履行することの重要性を 2000年4月・5月に開催される来るべきNPT加盟国再検討会議の重要性を強調し、

16. 17. 核兵器のない世界を維持するためには、検証体制の開発が必要となることを確認し、IAEAに対して、関連の他の国際機関や国際組織とともに、そのような制度の構成要素についてひき続いて探求することを求め、

17. 18. 核兵器の使用および使用の威嚇が行なわれないということを、NPT加盟国である非核兵器国に実効的に保証するような、国際的に法的拘束力のある条約の締結を要求し、

18. 19. 非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、自由にとり結ばれた協定に基づき、追求し、拡大し、設立することは、核兵器のない世界という目的に向けて大きく貢献することを強調し、

19. 20. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強し合う一連の条約体系による下支えが必要であることを確認し、

20. 21. 事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求め、

21. 22. 第54・55総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。M

「市民による核廃絶」への大きな一步

反核直接行動に無罪判決

豊島耕一(佐賀大学教授)

スコットランドの小さな町の裁判所が、核廃絶運動の歴史に残るかもしれない大きな判決を出した。10月21日、グラスゴーの近くのグリーノックの裁判所は、ミサイル原潜関連施設を家庭用のハンマーなどを使って「非武器化」したアンジー・ゼルターさんなど3人の女性に完全無罪の判決を言い渡した。理由は、核兵器は国際法違反であり、彼女らの行為は核の使用という巨大な犯罪を防ぐための正当な行為であるというものだ。

今年の6月8日午後7時にイギリスとデンマークの中高年の女性3人が、グラスゴーにほど近いゴイル湖(入り江)でゴムボートに乗り込んだ。水上に浮かぶ実験室に着き、中のコンピュータを海中に投げ込み、操作盤などを家庭用のハンマーで破壊するなど3時間余りにわたって活動した。この施設は、ミサイル原潜の隠密行動を可能にするために原潜の音響・磁気特性をテストするためのもので、これなしには原潜は「まる見え」となり武器としての能力が低下する。したがって彼女らはこの行動を「非武器化(disarm)」と呼んでいる。

■ プラウシェア運動

「トライデント・プラウシェア2000」(以下TP2000と略)というのが彼女らの属する運動の名前で、70年代のアメリカに起源を持つ非暴力直接行動の流れを汲む。「プラウシェア」とは農具の鋤のことで、イザヤ書の「剣を鋤に鋤直せ」という言葉にちなんでいる。この運動の大きな特徴はその公開性である。今回のようなやむを得ない事前の秘密性を除いて、すべての直接行動(座り込みや基地への侵入など)はその内容や日時、それに参加者の名簿まで事前に公表される。そして非暴力と安全を行動の基本にしている。また直接行動自体を目的としているわけではなく、政府に交渉を求め、当局が責任ある態度を示さないために自ら行動を起こしたのだ。

■ 裁判

公判の模様は逐次TP2000のホームページに掲載された。この様子は普通の

裁判とは大いに違っていて面白い。検察側証人が「大した被害ではないし、重要な施設でもない」と言い、これに被告側代理人が「そんなはずはない。大きな被害だったはずだ!」と尋問する。被告側は起訴の具体的な事実は認めて、重点は核兵器そのものの違法性を主張することにあるので、この施設が核兵器と密接なつながりをもつ重要施設であることを論証しようとする。したがって個々の具体的証拠については論争も証人喚問も必要なく、法廷は核兵器そのものを「被疑者」とする議論で満たされる。

公判5日目には米国の国際法学者、フランシス・ボイル教授が証言台に立ち、ニュールンベルク裁判の諸原則に照らして核兵器が違法であること、また国際法はいつどこにでも適用されるとの見解を述べている。12日目には、自ら反核運動を組織したことのあるドイツの裁判官を法廷に呼び、ドイツでの基地封鎖行動などについて証言させている。

■ 判決とこれから

担当のマーガレット・ギムブレット判事は判決の前日に、陪審への説示の内容を予告するかたちで被告らが無罪とされるべき理由を詳しく述べた。要点は判事の言葉をなぞれば次のようである。「イギリスによるトライデントの配備が他国にとって脅威であり、したがってこれが国際法及び慣習法違反であるとの被告らの考えは正当である。また被告らが、トライデントが違法であり、核兵器の恐ろしい性質が明らかであれば、それが脅威とみなされるような状況では、その配備と使用を止めるためにどんな小さなことでもすべきだ」という、国際法上の義務が自分たちにあるとえたのも理解できる。これららの抗弁に対して国側の反証がない以上、これを認めざるを得ない。また被告人らが犯罪的意図をもってふるまったくと思われるような事実は何一つない。したがって3人全員を無罪とすべきである。」

当然国際司法裁判所の「意見」も引用されている。また、事件当時、イギリスがコソボとイラクに対して戦争をしており、

米、第8回未臨界実験 「オーボエ2」

11月9日午後2時19分、米エネルギー省(DOE)はネバダ核実験場において、コードネーム「オーボエ(楽器の名前)2」という第8回未臨界実験をおこなった。米上院が包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を否決してから最初の未臨界実験である。

当日の記者発表によると、「オーボエ2」は、2000年会計年度の期間にローレンス・リバモア国立研究所によって実施される予定の「オーボエ」シリーズの未臨界実験のうち第2回目の実験である。「オーボエ」シリーズは、プルトニウムに関連する噴出物および破片に関する疑問に答えることを目的としている。実験を監督するDOE北ラスベガス事務所のスパークスパースン、ダーウィン・モーガンは、持続的核連鎖反応が起きなかつたことを確認したとし、実験は包括的核実験禁止条約(CTBT)に何ら違反するものではないと述べた。

実験に抗議した6人が、施設の入口で逮捕された。⑩

実際に核兵器使用の危険があったことも重視された。

9月27日に始まった裁判は1ヶ月も経たないうちに被告らの全面勝利で幕を閉じた。判決自体の持つ意味もさることながら、司法の独立性、そして裁判の迅速さも注目される。国側は上訴する意向を固めたが、これは法解釈についてだけであり、無罪が覆されることはない。今後、トライデントの違法性そのものが上訴審で争われることになる。

アンジーさんは釈放後にメディアのインタビューに答えて、核兵器についての十分な情報に基づいた合理的な議論を巻き起こすためのかつてない機会がもたらされている、と述べた。⑪

●筆者らの「ゴイル湖運動家支援」のホームページ

<http://www03.u-page.so-net.ne.jp/ta2/toyosima/goilsupt.html>

●TP2000のホームページ

<http://www.gn.apc.org/tp2000/>
アンジー・ゼルターさんの別の直接行動に関する文章が岩波書店の『世界』11月号に掲載されている。

第54回国連総会第一委員会

A/C.1/54/L.9/Rev.1
1999年11月8日

核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案

ベルギー、クロアチア、モンゴル、オランダ、日本：修正決議草案

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77Uを想起しつつ、

核兵器不拡散の世界的な体制を強化するための国際的な努力への挑戦である先般の核実験及び地域情勢に留意し、

アメリカ合衆国とロシア連邦間のSTARTⅢに関する議論の開始といった進展に留意し、

核軍縮活動についての透明性を向上させるための努力を国際的な信頼及び安全保障の構築への貢献として歓迎し、

包括的核実験禁止条約14条に従い、1999年10月に開催された会議における同条約の発効を促進するための国際的努力を歓迎し、

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書についての加盟国の見解を念頭に置きつつ、右報告書に留意し、

国際的な平和及び安全と、核軍縮の促進は相互に補完し、強化し合うことを認識し、

核不拡散の国際的体制の基礎、及び核軍縮追求のための必要不可欠な基礎としての核兵器不拡散条約の決定的重要性を再確認し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な平和及

び安全を保証しつつ、核不拡散のための国際的な体制を強固なものとすることに資するとの確信を再確認し、以下決議する。

1. 核兵器不拡散条約の普遍性を達成することの重要性を再確認し、未締約国に対し同条約に遅滞なくかつ無条件で加入するよう求める。

2. 核兵器不拡散条約の全ての締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性を再確認する。

3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標とした、世界的に核兵器を削減する体系的かつ漸進的な努力の断固たる追求、及び、全ての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の断固たる追求を求める。

4. 核兵器の廃絶という究極的目標に向かい前進するためには、以下に示されたような行動を追求することが重要かつ必要不可欠であることを強調する。

(a) 包括的核実験禁止条約の早期発効に向けた、全ての国、とりわけその批准が条約発効の要件となっている国による同条約への早期の署名及び批准、並びに同条約の発効までの間の核実験の停止。

(b) 1995年の特別調整者の報告書とその中に含まれたマンデートに基づき、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する無差別、多角的、かつ国際的で効果的な検証が可能な条約に関する軍縮会議での集中的な交渉と同条約の早期妥結、及び、その発効までの兵器用核分裂性物質の生産停止措置。

(c) 核軍縮及び核不拡散に関する、可能な将来の措置についての多国間での議論。

(d) ロシア連邦及びアメリカ合衆国による、STARTⅡの早期発効及び、STARTⅢの

交渉の早期開始及び妥結、及びSTARTⅢを超えてのプロセスの継続。

(e) 5核兵器国による、核戦力の一方的な及び交渉を通じた削減のためのさらなる努力。

5. 核兵器国に対し、核軍縮に関する進捗状況又は努力について国連加盟国に対し然るべき通報するよう求める。

6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎し、解体された核兵器から生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、防衛目的にもはや必要とされなくなった核分裂性物質を保有している国が、そのような物質ができる限り実用的に国際原子力機関による保障措置の下におくようにするために継続的に努力することを求める。

7. 全ての国に対し、大量破壊兵器、特に核兵器の開発や生産に資するような資・機材や技術の輸出をしないという政策を確認し、また必要であればそれを強化しつつ、これらの兵器の拡散を阻止するための努力を倍加するよう求める。

8. 核不拡散を保証する国際原子力機関モデル議定書の重要性を強調し、未だ国際原子力機関との追加議定書を締結していない全ての国に対し、可能な限り早期にそれを締結するよう懇意(しょうよう)する。

9. 核兵器不拡散条約によって固定された体制の維持及び強化のための2000年NPT再検討会議の死活的重要性を強調し、全ての条約当事国に対し、1995年NPT再検討・延長会議において採択された決定及び決議を再確認し、1995年以来の成果の再検討に基づき、核不拡散・核軍縮のための更新された目的に関する合意への到達に向け、努力を強化するよう求める。

10. 市民社会による、核不拡散・核軍縮を促進する上での建設的な役割を懇意(しょうよう)する。(外務省仮訳、下線は新規部分) (M)

◆ ← 5ページからつづく

府の核抑止論信奉の再考を促し、NAC決議案支持の意義を説いた。

MPI代表団と核兵器廃絶市民連絡会が主催して、11月4日に参議院議員会館で国会議員対象のセミナーを開催した。セミナーには竹村泰子参議院議員の仲介で、国際軍縮促進議員連盟とPGA(地球的行動のための議員連盟)日本委員会が協力した。セミナーには、自民、民主、公明、社民、改革、さきがけ、自由連合から12人の議員と9人の秘書が参加した。

多くの市民団体が、決議に賛成するよう求める手紙を政府に対して送った。MPI代表団に対して、外務省は、NAC決議草案に対して日本国民世論の支持が強いという認識を告白した。そして、国民世論の強さが、政府の政策を動かすと言ふ基本的な考え方を語った。当然とは

いえ、これは貴重な発言である。

NAC決議案は、12月に国連総会本会議で最終投票が行われる。それに向けて、日本政府の賛成投票を求める要請が続けられることが必要である。例として、PCDSの手紙を3ページに掲げる。

◆ 日本決議とマレーシア決議

日本政府が毎年提案しているいわゆる「究極的廃絶決議」は、今年も提案された。全文は上に、第一委員会での投票結果は2ページの表に、掲載した。今年の日本決議の内容については、東京フォーラム報告との関係において、正確に検討を加える必要がある。また、ミサイル防衛や東京フォーラム報告に関連して、投票結果についても新しい変化が現れている。紙面の関係で、これらの問

題は次号で論じたい。

国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見をフォローするいわゆる「マレーシア決議」は、「核兵器禁止条約(NWC)に導かれる交渉を、2000年内に開始する」内容で今年も提案された。

例年の如く、主文第1節(核廃絶の交渉とそれを完結させる義務)についてまず部分投票が行われ、賛成137、反対2(米国、ロシア)、棄権3(イギリス、ブルガリア、イスラエル)であった。フランスは投票しなかった。次に主文第2節(2000年内の交渉開始)について部分投票が行われ、賛成93、反対26、棄権22となった。米、英、ロは反対、フランスと中国は投票しなかった。

決議全体に関する投票結果は、賛成98、反対27、棄権21であり、採択された。投票の分布は2ページの表にある。日本は昨年と同様に棄権した。(梅林宏道)(M)

日誌

<核>1999.10.21~11.5
<沖縄>1999.10.6~10.20

(作成:吉澤庸子、佐久間理絵)

ABM=対弾道ミサイル・システム／CTBT=包括的核実験禁止条約／DOD=米国防総省／DOE=米エネルギー省／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／NMD=国土ミサイル防衛／PCB=ポリ塩化ビフェニール／SACO=沖縄に関する特別行動委員会／TMD=戦域ミサイル防衛／WB=ホワイトビーチ

●10月21日 中国外務省、先の西村前防衛政務次官の核武装検討発言で、日本政府に対して非核3原則の堅持を求める。

●10月21日 スコットランド治安判事裁判所、海軍基地に侵入し原潜艦施設の一部を破壊した3人の女性に無罪の決定。(本誌参照)

●10月22日 河野外相、米国務長官からCTBTの批准否決問題に関する書簡が届いたことを明らかに。返書では再批准と核実験の自肅を要請。

●10月22日 政府、TMD構想に関する課長級のワーキンググループを1年8ヶ月ぶりに開催。

●10月23日 北朝鮮中央通信、KEDOが資金凍結で有名無実化しているとして、枠組み合意履行の遅れを批判。

●10月24日 中国首相、CTBTの批准が目標と述べ、批准否決した米を牽制。

●10月25日 中仏首脳会談開催。米の進めるNMDやTMD、ABM制限条約修正への反対で意見が一致。

●10月28日付 米が1960年代半ば、中ソに対抗するため、印などの核武装支援を検討していたことが米政府の機密文書から明らかに。

●10月29日 米韓軍による合同軍事演習で化学兵器対処訓練実施。米軍のマニュアルには北朝鮮の長距離ミサイル攻撃を想定と明記。

●10月31日 世界各国の使用済み核燃料を共同保管する構想を巡る初の国際会議が米DOEの呼びかけで開催。参加国は30カ国。11月2日まで。

●11月1日 ロシアが保有する核兵器の不法流出防止のためロシア関係者を訓練する米日合同の施設「核安全トレーニングセンター」が発足。

●11月2日 米大統領とロ首相が会談。ロ首相はABM制限条約修正反対の書簡を手渡す。

●11月3日 米下院グループ、北朝鮮が依然核開発を続けており脅威が増大しているなどとした報告書を議長に提出。

●11月4日 米北朝鮮政策調整官、日本の対北朝鮮経済制裁解除を評価。TMDは中国との軍拡競争を引き起こす可能性があるとコメント。

●11月4日 国連総会第一委員会、マレーシア決議を採択。(本誌参照)。

●11月5日 国連総会第一委でABM制限条約順守を求める決議が54カ国賛成を得て採択。反対は米など4カ国、日本など73カ国が棄権。

●11月5日 国連事務総長、「東京フォーラム」など日本の軍縮努力を評価すると共に日本の軍縮分野の潜在的指導力を期待感を表明。

●11月5日 米DOD次官、ABM制限条約の修正問題でロシアが反対を変えなければ米が脱退ありえると警告。NMDについて具体内容初公表。

沖縄

●10月6日 稲嶺知事、新平和資料館問題で、3月23日に文化国際局が展示概要を説明した際、

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、青柳絢子、佐久間理絵、津留佐和子、豊島耕一、中田眞里子、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道

案内

2000年 非核カレンダー

榛の木工房の作る非核カレンダー、「UNDER THE SKY IN AUGUST」が今年もできました。チャールス・オーバービー博士の「地球憲法9条」を引用し、美しいカリグラフィーで描かれています。

1部:800円

(送料別、10部以上は送料無料)

榛の木工房 木村宥子

Tel:630-8105

奈良市佐保台2-840-102

TEL/FAX:0742-71-1827

*電話、FAX、葉書のいずれでかでご注文下さい。

●10月19日 那覇署、男性2人に軽傷を負わせたとして、傷害容疑で、普天間基地所属の米海兵隊員を現行犯逮捕。

●10月19日 北谷町長と町議会議長、キャンプ桑江の返還予定地内の埋蔵文化財、環境問題に対する支援を外務省などに要請。

沖縄のこよみ

●2000年7月21日~23日 沖縄サミット

◆◆◆◆◆



◆新アジェンダ連合に関する背景知識をもつたために◆

「核兵器廃絶への新しい道—中堅国家構想」

●昨年の国連決議全文

●決議への投票結果

●決議への反対意見への反論

などを盛り込んだ全150ページ。

著者:ロバート・D・グリーン

訳者:梅林宏道

発行:高文研/定価:1,300円(十税)

*一般書店でもお求めになれますが、会員の方は、1冊1,000円です。事務所までご注文下さい。(送料別)

ピースデボの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁):会員の方に付いています。

・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。

・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。

・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。